

計測器の校正をご依頼されるお客様へ

見積書に記載された事項及び次の事項をご検討の上、ご了承いただければ、校正依頼品をお持ち下さい。

1. 校正業務
当社は、トレーサビリティ体系(標準器又は計測器が、より高位の測定基準によって連鎖して段階的に校正され、国家標準・国際基準につながる経路が確立されている体系)に基づいて、国家標準にトレースした標準器を用いて、当社の規定の方法により校正業務(以下校正業務といいます)を行います。
2. 証明書等の発行
当社は、検査成績書、トレーサビリティ証明書、校正証明書又はトレーサビリティ体系図等(以下証明書等といいます)の発行を承っております。検査成績書(和文)については無償で、その他の証明書等は同封の「計測器校正諸費用標準料金」に定めた標準料金により有償で発行します。
3. 校正料金等
 - (1) 当社規定の料金は、校正料金及びそれに付随する諸費用(以下校正料金等といいます)です。
 - (2) 校正料金につきましては、「計測器校正標準料金」、「ブロックゲージのJCSS校正標準料金」又は「分銅及びおもりのJCSS校正標準料金」から見積書を提出した金額です。
 - (3) 校正に付随する諸費用につきましては、証明書等の発行料金、出張校正費、引取・配送費、運搬費等がその内訳となります。
 - (4) 次の①から⑥に該当する場合、規定の追加料金又は割増料金を申し受けますのでご注意ください。
 - ①所定の校正期間を短縮したとき。お預かりする計測器(以下校正物件といいます)によって違いはありますが、受付日から起算して10営業日が標準的な校正期間です。
 - ②当社の休日に校正業務を実施するとき。
 - ③当社が定める校正業務以外の校正ポイントを追加したとき又は校正ポイントを変更したとき。
 - ④校正時に校正物件の調整を行い、調整前後のデータが必要となるとき。
 - ⑤校正物件の校正に先立ち、その修理が必要となるとき。
 - ⑥その他の見積書に記載された以外の業務が必要となるとき。
 - (5) 校正業務の途中において校正業務を中止した場合の校正料金等は、7項などのお客様の事情によるとき又は8項の不可抗力によるときは校正料金等の当社規定により算出した額とし、5(2)の当社の事情によるときは無償とします。
4. 校正業務終了の明示方法
 - (1) 当社は、お客様が希望する次回校正予定月を明示した校正済ラベルを校正物件に貼付する方法により校正業務終了を明示します。
 - (2) お客様から次回校正予定月の指定がない場合、(1)にかかわらず、校正済ラベルに代えて、校正業務終了月が記載された校正済ラベルを校正物件に貼付する方法により校正業務終了を明示します。
 - (3) 上記(1)(2)の校正済ラベルは、校正後の校正物件の状態が次回の校正まで継続して維持されることを保証するものではありませんのでご注意ください。
5. 善管注意義務
 - (1) 当社は、善良なる管理者の注意をもって誠実に校正業務を遂行します。
 - (2) 当社の責に帰すべき事由により校正物件を滅失又は毀損した場合、修理可能な場合は修理を行い、修理不可能の場合は、校正物件の会社法上の簿価相当額をお客様に支払うものとします。
 - (3) 上記(2)に定める他、お客様の被ったいかなる損害も当社は賠償する責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失があった場合はこの限りではありません。
6. 機密保持
 - (1) 当社は、お客様の書面による承諾なく、校正業務に関連して知り得たお客様の技術上、営業上その他業務上の機密を、第三者に対して開示、漏洩しないことをお約束します。なお、お客様の機密情報を当社に開示する場合は、機密である旨の表示を行うものとします。
 - (2) 上記(1)の規定は、次の①から⑤に該当する場合は適用されないものとします。
 - ①開示の時点で既に公知の情報、又は開示後当社の責めによらずして公知となった情報
 - ②開示の時点で既に当社が秘密保持義務を負うことなく保有している情報
 - ③開示後に第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ④開示以降に当社で独自に開発された情報で、お客様からの情報によらない情報
7. 契約の解除等
お客様が次の①から⑥の事由の一つでも該当した場合、当社は、校正業務に関するお客様との契約を解除することができるものとします。このとき、お客様の当社に対する一切の債務は、当社からの通知催告がなくても当然期限の利益を喪失し、当社は直ちに債務の履行を請求できるものとします。
 - ①支払の停止(1回だけの手形又は小切手の不渡りを含む。)があったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ②差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、又は滞納処分を受けたとき。
 - ③破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算手続に入ったとき。
 - ④関係官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
 - ⑤当社又は第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備又は主要資産の処分の準備その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
8. 反社会的勢力の排除
当社及びお客様は、自らが反社会的勢力ではないことを表明して確約し、また、将来にわたって反社会的勢力とはかかわりを持たないことを誓約する。その詳細並びに確約及び誓約に違反した場合の取扱いは、別記に定める。
9. 不可抗力
天災地変等不可抗力により、校正物件が滅失もしくは毀損した場合、又は校正業務が遅延もしくは不能となった場合、当社はその責を負わないものとします。この場合、当社は、お客様へ速やかにその旨を通知します。
10. 裁判管轄
校正業務についての一切の紛争は、水戸地方裁判所のみを第一審の管轄裁判所とします。
11. その他
上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた事項については、お客様と当社で協議の上、解決にあたるものとします。

別記 反社会的勢力の排除

1. 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。
2. 当社及びお客様が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を反社会的勢力であるとみなす。
 - ①当社若しくはお客様、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当する場合、又は該当していた場合。
 - ②当社若しくはお客様、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合。
 - ③当社若しくはお客様、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金や便宜を提供するなどの利益供与をした場合。
 - ④当社若しくはお客様、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係がある場合。
 - ⑤当社若しくはお客様、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。
3. 当社若しくはお客様は、反社会的勢力に該当しないことを表明し確約する。
4. 当社若しくはお客様が、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方は何らの催告を要しないで、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ①前項の確約に違反することが判明した場合。
 - ②反社会的勢力に該当するに至った場合。
 - ③本契約又は個別契約の履行のために契約する者又は使用する者（累次の再請負人の他、生産材料（無体物を含む。）及び設備並びに機材等の仕入先又は提供者等を含み、また、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含む。以下「履行補助者」という。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。ただし、当該履行補助者が反社会的勢力であることについて、当該履行補助者と契約又は使用した者が善意であり且つ重大な過失がなく、その判明後当該契約者若しくは使用者又はその累次の注文者が直ちにかかる状況を排除する措置をとった場合を除く。
 - ④自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
 - ⑤自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - ⑥自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - ⑦自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。
 - ⑧自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。
 - ⑨第4号から前号に準ずる行為をした場合。
5. 当社若しくはお客様が前項の規定により本契約又は個別契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除を行った者はこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。
6. 当社若しくはお客様は、第4項各号に該当したことにより、相手方から同項及び前項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約する。
7. 当社若しくはお客様は、自己又は履行補助者が、本契約又は個別契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方による捜査機関への通報に必要な協力を行わなければならない。